

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

1997.4.10発行(通巻第260号) 200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ばんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替11座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



●第17回関西労働者安全センター総会開催……………2

●労働省が「化学物質の有害性調査の
あり方に関する検討会」報告書公表……………9

●ラテンアメリカ訪問記 その2
ペルーでのドラマティコな出来事 田島陽子(事務局)…13

●前線から(ニュース)……………17
ホテルニューオータニ・ロサンゼルス争議団来日、株主抗議
行動／仲川労災損害賠償裁判

3月の新聞記事から／19
表紙写真／ホテルニューオータニ・ロサンゼルス争議団株主抗議行動(4/4)

'97 4

第17回関西労働者安全センター総会開催

いのちと健康を脅かす 労働法制の規制緩和に反対しよう

労働行政の情報公開をすすめよう！

4月5日、部落解放センターで開催された総会では、事務局より1996年度総括、会計報告、1997年度方針案が提案され了承された。また、記念講演として、東京東部労災職業病センター代表の平野敏夫医師をお招きし、長年の同センターの経験から今後の安全衛生活動のあり方について示唆に富むお話をしていただいた。以下に、総括と方針の要旨を述べる。

昨年度をふりかえって

昨年の労働者派遣事業法の改訂により、95年12月から適用対象業務を新たに11業種追加することとなった。政府の規制緩和推進計画においては、労働者派遣事業と有料職業紹介事業の原則自由化の方針が打ち出されており、とくに有料職業紹介事業については96年度中という期限が切られる状況となっていた。それを受けた中央職業安定審議会は同年12月に、97年度より7種の職業以外の原則自由化を含む制度内容の簡素化を方針とした建議を行った。この制度改訂は、規則などの改正で対応可能なため国会での議論などを待たず労働省内での作業に委ねられている。

こうした政府の職業安定行政の規制緩和策



講演される平野敏夫氏

を検討すると、労働者の「自由な働き方」や権利には新たな保証を確保する抜本的施策は何らないことがわかる。経営者側にメリットがあったとしても、労働者にとっては、とりわけ労働条件についてはほとんどメリットがない。いまの日本の労働契約関係において、現行労働基準法など関係法令の規制状況から見て、到底労使対等とは言い難いからである。

またこの4月1日より、法定週40時間労働制が一部の例外を除いて実施されている。しかしその内容は、使用者にとって様々な工夫が可能で、つまり安く働かせることのできる労働時間法制が前提となっている。そのうえ、4月から週40時間にすることによって、

基本給が低下する事業場が出ても、労働基準法第1条に規定する労働条件の不利益変更には当たらないとの行政解釈さえ出されている。このような労働関係法令改訂への動きは、安上がりでフレキシブルな経営を目指す経営者の要請に応えたもので、決して「自由な働き方」を求める労働者の就業意欲の多様化に根ざした、その利益を目指したものとは到底言えない。私たち、労働者の生命と健康を守る運動の側からは、こうした労働コスト削減を理由とした規制緩和の流れに対し、労働環境、労働者の諸権利の拡大などの具体的な取り組みによって、まさに自律的な労働を確保する運動を対置する必要がある。

労働者の参加と自主対応をキーワードとした職場の安全衛生活動は、いま新たな潮流として国際的にも定着傾向にあり、とりわけ中小零細の事業場における有効活用が求められている。特に昨年の労働安全衛生法改訂により、地域産業保健センター設置など法的裏付けとしても中小零細事業場の安全衛生対策が進められつつあり、私たちの大きな課題といえる。

また、現在の労働関係法制があくまで官僚主導で運用されていることから、民主的な行政運営が阻害されていることが極めて多い。新規化学物質の有害性に関する情報や労災認定基準など、労働者の生命に直接関わる情報、例えば専門家会議の報告書や根拠となつたデータについても秘密のベールに隠されたままで、科学的な批判を許さないものとなつてしまっている。安全センターとして96年度は情報公開法についての取り組みを進めてきたが、徹底的な情報公開を求ることによ

り、行政官庁の都合による政策決定を改めさせ、私たち労働者の側からの政策提言をより豊富にするべく運動を進める必要がある。

地域産業保健政策への対応

全雇用労働者の6割をしめる労働者数50人未満の事業場の安全衛生水準は低く、労働災害発生件数も中小零細事業場で圧倒的に多い。昨年の安衛法改正以降、地域の産業保健サービスが行政施策の重点となり、安全センターではこれを重視、連合大阪の労働安全衛生対策会議を中心に、地域における労働組合の共同の取り組みを支援している。地域産業保健センターは大阪労働基準局管内では97年度にすべての労働基準監督署管轄区域(13箇所)に設置される予定。労働省は地域産業保健センター連絡会議の運営委員に、労働組合代表として選出されている労災防止指導員の参加を求めるよう通達を出しており、連合大阪労働安全衛生対策会議ではこれに対応した有効な活動展開を計画している。この地域産業保健事業を今後の努力で中小零細企業の労働者の健康を守る道具として活用していくたい。

今ひとつ注目しなければならないのがこの間の2-ブロモプロパン問題にみられる「情報公開」の問題である。大阪労基局は「今後の行政運営への支障」を理由にいまだに製品名、製造業者名すら公表をしていない。労働者の命と健康にかかわる情報は公開するべきであり、今後もセンターとして継続して公開を求める運動を進める必要がある。

労働者のための労災補償制度に

本誌でも報告してきたように針灸治療制限問題、時効問題などで重要な前進がかちとられた。頸肩腕障害等の労災認定基準が22年ぶりに改訂されるなどあらたな動きが見られた。

毎年数千億円（平成6年度は約7000億円）という黒字を続けている労災保険財政だが、一方で労災補償給付の実状をみてみると、たとえば、労災保険給付新規受給件数は、平成元年度の818,007名から平成6年度の674,526名へと大幅に減少している、また、頸肩腕障害の認定件数が年間100件を大きく下回っていることに端的に示されるように、給付が大きく制限されており、特に職業性疾病の認定が低く押さえられたままになっている。その大きな原因の一つは、各種給付の支給基準や労災認定基準が不当に厳しいことにある。安全衛生施策充実に力を入れているかにみえるが、それは、労災補償面での欠陥を隠す機能を果たしているとも言える。ごまかしを許さない運動が求めらる。労災保険財政は労働行政の根幹にかかわる重要問題であり、情報公開法の成立が展望される状況にあってこれに対する新たな対応が可能になりつつある。

針灸訴訟完全勝利から権利回復闘争へ

1997年2月14日、東京高裁で係争中の「神奈川七沢リハ針灸打ち切り訴訟」で全面勝利と解が成立した。375通達による針灸治療制限を争った法廷闘争はこれで区切りとなつた。労働省は、和解過程で375通達を撤回しており、さらに今回、労災保険法上の時効となっていた部分も含め、すべての針灸治療

費が支払われた（約200万円）。労働省の全面降伏である。

今後は「神奈川訴訟などの権利救済を求める」という新たな段階に入る。違法な行為をおこなった労働行政の責任を果たさせるのが目的である。過去分の請求を形式的な時効にかかわりなく支払わせる闘いである。

これに関連して労災保険法上の「時効」運用の一部が改善された。たとえば、過労による脳卒中で倒れた労働者が労災補償請求したが監督署段階で不支給処分を受けた後、裁判にまで訴えて10年後に原告の勝訴が確定したとしよう。そして、不支給処分の対象期間が療養開始後1ヶ月だけの初回請求分だけであったため、その後の期間の労災補償請求を勝訴後新たに行つたとする。かりにこれを「後続請求」と呼ぶ。後続請求に対して請求時点からさかのぼること2年間の療養補償・休業補償請求については労基署は認めるが、それより昔の請求については「時効」が完成しているとして門前払いの不支給処分を行う。こうしたことがこれまで平然とおこなわれていた。これが運動の力で改められたことは遅きに失するとはいえ特筆すべきことだった。が、問題は残されている。事務連絡であるため取り扱いが公にされないことであり、救済方針を明記した通達を出すなり、労災保険法上の規定が改正が必要である。

頸肩腕障害労災認定基準は改訂されたが

頸肩腕障害にかかる労災認定基準が22年ぶりに改訂された。一見すると認定の間口は広がつたように感じられるが、評価は、今後

の運用の中で年間100件をはるかに下回る現状の認定件数がどう推移するのかなどをみなければなんとも言えない。これを契機に、頸肩腕障害の認定のあり方や頸肩腕障害を含めた慢性職業性疾患の認定基準の内容をもっと問題にしていかなければならぬだろう。

安全衛生活動の活性化を

地域産業保健への取り組み強化とともに日常的安全衛生活動への協力が重要である。安全パトロールの参加や安全衛生委員会活動への助言などが中心となる。今年度も引き続き、全港湾関西地本、同大阪支部、金属機械大阪地本、自治労大阪府本部などを中心として行ってきたが今後さらに積極的に現場活動に参加し、各現場の貴重な経験とノウハウを普遍化する媒介役を果たしていくことが安全センターの大事な役割である。また、東南地域労災職業病交流会のような地域の活動家との連携も継続的に追求していかなければならない。なお、腰痛予防ベルト「楽腰帯」の普及をすすめてきたところであるが、全国安全センターのネットワークでの普及にも協力するようになり、今年度後半の取扱本数は約400本に達した。

「本譲」事件－パスポート裁判は続く

姫路の派遣業者（株）本譲のブラジル日系人労働者より相談を受け95年よりパスポート取り上げに対する民事損害賠償裁判を支援してきた。また、刑事告訴を受けた本譲は昨年12月に派遣法違反で起訴され、労働基準法違反で書類送検となった。その結果、本譲は、今年の1月で派遣業を廃業するに至つ

た。しかし、違法派遣を辞めて一部の労働者は派遣先で直接雇用されて違法性が正されたものの、それすべてが精算されたわけではなく、割増賃金の未払いや不当な天引きについては解決していない。元本譲労働者の何人かは、未払い賃金について外国人支援団体に相談をよせている。パスポート裁判は依然係争中である。本譲問題の教訓を整理し、今後さらに外国人労働者、未組織「派遣」労働者の権利擁護の運動を進めていかなければならない。また、本譲の労働者の救済を求めて、兵庫労働基準局と兵庫県労働部にたいして外国人支援に携わる12団体で申し入れを行った。センターとして権利を守るため闘う外国人を引き続き支援していきたい。

つきつき外国人労災相談

前年度センターに寄せられた外国人からの相談は約50件でそのうち約80パーセントは労災被災者からの相談、残りは病院での通訳依頼やその他の労働相談などである。また、労災相談の70パーセントは労災隠しのケースである。労働災害のみのケースであれば労災保険を適用させることができあるが、その他に解雇や賃金未払いがあり本人が資格外就労である場合などは解決は容易ではない。いまだに、相談に行った被災者にパスポートのコピーの提出を求める労基署もあるなど行政にも問題がある。安全衛生面では適切な教育、指導を行っている職場はほとんどない。近畿地方では外国人を雇用している企業のほとんどは中小零細企業で、安全教育どころか手袋やヘルメットなどの保護具も満足に与えられていないような職場が多く、労災が頻発

している。フィリピン女性のプレス災害、ペルー男性のクレーンのフックでの被災などの労災損害賠償裁判が継続中である。和解した例もあるが民事責任の追及も重要な課題である。また、今後ともRINK、多文化共生センターなど外国人支援団体との協力が不可欠である。

シルバー労災

死亡した社団法人豊中市シルバー人材センター会員Mさんに「労働者性がない」として労災適用が拒否されてきた問題で、労働保険審査会での逆転勝利裁決を勝ち取った。同種の事例は少なくなく、マスコミも大きく取り上げた。問題の本質は、もともと産業社会の論理に対置する労働の価値観を基本理念にしたシルバー人材センターが、使用者責任免除で安上がりという事業者側からのニーズと、仕事による収入を求める高年齢者側のニーズが重なりあうところで、一種の違法な労働者派遣事業と化しているところにある。Mさんをはじめとした労災補償の問題は、その意味では表れにすぎない。

日本の労働基準を揺るがすこの違法状態を変えるためには、高年齢者の雇用による職業紹介事業の充実化と基本理念を活かしたシルバー人材センターの運営を保証する高年齢者の雇用就業政策が求められているといえよう。少なくとも現在の、マニュアルと補助金による全国一律の運営を改めることが急務だ。

指曲がり症など職業病への取り組み

自治労が取り組んできている指曲がり症闘

争は、公災認定面においては1993年段階で164名申請中71名が認定されたが、不当な認定基準の前に不服審査請求は未だに1件も認められていない。新規申請は続いているものの、明らかに給食調理作業が原因で発症している指曲がり症が「ないもの」とされつつあるという、まことに憂慮すべき事態となっている。指曲がり症の公務災害認定闘争は労災認定闘争の中で今後も重要な位置を占める。運動器系の職業性疾病の認定基準が非常に制限されている現状の中で、申請者の半数近い認定を勝ち取った自治労の運動は特筆に値するものである。闘争を契機として給食調理職場の環境改善も勝ち取られてきており、この闘いに学び、切り開かれた地平をいかに前進させていくのかがわれわれの課題である。

毎年千人を上回る新たな要療養被災者を数えるじん肺への対策について、労働省はいま、健康管理教育のためのガイドラインの作成や標準エックス線フィルム改訂などを内容とする「じん肺関係新規施策」を進めている。その内容については、現在のところ明らかになっていないが、十分な注意をはらう必要がある。また、じん肺患者の全国組織として、全国じん肺患者同盟が活動を進めているが、安全センターとしても同弁天町支部を支援する形で連携を強めている。また、同支部の被災者を中心に、今年も3人について民事損害賠償請求の取り組みなどを進めている。

そのほか、VDT労働ホットライン、被曝労働ホットラインを各地のセンターと連携して実施した。VDTでは労働現場の情報不足がうかがわれ、ホットライン実施後ハンドブックの作成が進められている。

安全センター運動のさらなる前進を

労働法制の規制緩和がゴリ押しされつつある状況にあり、雇用の流動化がよりいっそう進むことが予想される。その中で労働者の基本的権利があいまいにされ、それとともにいのちと健康の問題があとまわしになる傾向がいっそう強まると考えられる。安全センターは、こうした流れに断固として反対しながら運動をすすめて行かなければならぬ。労働者側にはきびしい情勢となってきたが、行政情報公開の動きに象徴されるように、労働者・市民参加の幅はいやとうなく広がっていくことは確実と考えられる。労働者、市民、専門家の結集軸であるという安全センターの特色を生かし、かつ、全国安全センターをコアとする全国ネットワークを有効に活用して運動をすすめていかなければならない。

個別テーマについての方針

(1) 労働者のいのちと健康を脅かす労働法制の規制緩和に反対

- 関係団体、労働組合等との連携を緊密にし、労働者のいのちと健康を脅かす労働法制の改悪に断固反対して闘う。

(2) 安全衛生活動への協力体制の強化と自主対応型・参加型安全衛生活動の推進

- 地域産業保健制度への労働側参加を支援する。
- 中小零細企業などの安全衛生対策の充実を実現する。
- 自主対応・参加型の職場改善活動の普及に努める。
- 安全パトロール、安全衛生委員会活動への参加、チラシの作成などを通じて日常的安全衛生活動に積極的に協力する。
- 専門家、協力医療機関との連携を強化する。

- 高齢労働者、福祉労働者の安全衛生対策を推進する。

- 腰痛対策の一環としての腰痛予防ベルトの普及に努める。

(3) 被災労働者の権利擁護・拡大、労災補償法制の抜本的改善

- 労災補償制度の改善(補償手続きの民主化、労災認定基準の抜本的見直し、障害補償制度の改善、アフターケア制度の充実、通院費・介護費用などの労災療養必要経費の支給基準の見直し、打ち切り優先をやめ職場復帰対策の実現を求める)を求める。
- 法定外補償制度の充実、使用者責任追及の闘いを支援する。
- 375通達による未請求療養費の時効にとらわれない完全支給を実現する。
- じん肺、石綿被害者の権利擁護、じん肺の撲滅。
- 指圧がり症、頸肩腕障害・腰痛、脳心臓疾患などの労災認定闘争を積極的に支援する。
- 外国人労働者の権利擁護、拡大、企業責任の明確化、有効な安全衛生対策の実現、情報の提供に努める。
- 全国労災相談の実現に向けて努力する。

(4) 労働者の立場に立った労災医療、健康管理・増進、快適職場実現

- 田島診療所、菜の花診療所など労住医連医療機関をはじめとする医療機関や環境監視研究所、大学・研究機関専門家との連携を強化する。

(5) 労働行政の情報公開

- 行政通達、事務連絡など行政運用基準、労働基準・安全衛生・労災補償・雇用など労働行政全般の行政情報の公開を実現する。
- 有害化学物質情報の全面公開を求める。

(6) 専門的課題への対応強化

- 労災、労働基準などの法的問題での大阪労働者弁護団との協力を強化する
- 自治体労働安全衛生研究会にひきつづき参加、協力する。
- VDTホットライン、放射線被曝ホットラインの経験を生かし、全国センターなどと協力

しながらパンフレットの作成・発行などを行い、被災者の救済、予防対策を進める。

(7) 教育宣伝活動の推進

- 機関誌の充実。
- 課題別パンフレットの作成、労災補償hardt'ックの発行。
- 職場改善事例集の作成。

(8) 全国安全センター強化と各地域センターとの連携推進

- 全国運動の基軸としての全国安全センターを組織的、財政的に強化し、労働行政、使用者側への影響力を高める。
- 具体的運動を通して各地域センターとの連携を強化する。

(9) 組織拡大、機関誌拡大に努める

- 今年度版リーフレットを作成し会員、購読者拡大にとめる。
- 機関誌購読部数の300部増を目指す。

(10) 他団体との協力、国際交流など

- 関係労働団体、RINK、多文化共生センターなど外国人支援団体、被災者団体との協力関係を深める。
- 外国、とりわけアジア地域の安全衛生センターとの連携を強化する
- 英語版ニュースの発信を追求する。
- 滞日外国人向けの情報提供に努める。

1997年度関西労働者安全センター運営協議会

議長	岡田義雄（大阪労働者弁護団代表幹事）
副議長	市川正夫（全港湾関西地本）
同	東野和久（全通大阪西支部）
同	福田勉（金属機械港合同）
同	松田正治（森林労連全林野大阪地本）
委員	伊東儀澄（大阪市職労港湾局支部）
同	市橋利晃（金属機械港合同）
同	小川弘志（東南地域合同労働組合）
同	小田幸児（大阪労働者弁護団）
同	金築清（東地域合同労働組合）
同	花島正光（大阪市從港湾支部）
同	竹田保（大阪地域合同労組）
同	田中重幸（大阪府被災労働者同盟）
同	原田憲治（全港湾建設支部）
同	久野国男（金属機械マコトロイ工業支部）
同	松久寛（京大安全センター・京大工学部助教授）
同	村上茂（摂津市職）
同	吉益茂行（金属機械ニッコー金属工業支部）
事務局長	西野方庸（常任）
事務局次長	青木英仁（医療法人南労会）
同	大成功一（労災職業病研究会）
同	小林薰（全石油ゼネラル石油労組堺支部）
同	小北仁志（大阪労金労組）
同	中地重晴（金属機械港合同南労会支部）
同	林繁行（全港湾大阪支部）
同	山中真清（金属機械オーシマ支部）
同	片岡明彦（常任）
事務局員	田島陽子（常任）
同	岩田賢司
同	安藤慎吾
会計監査	平川陽一（大阪労金労組）
同	西村均（全港湾大阪港支部）
顧問	山本剛夫（京都大学名誉教授）
同	和田貞夫（前衆議院議員）
同	上田卓三（元衆議院議員）
同	細谷昭雄（前参議院議員・全国出稼組合連合会会長）
同	牧内正哉
同	山本敬一（全港湾関西地本顧問）

情報公開の積極推進が力ギ

労働省、有害性調査あり方検討会報告書を公表

労働省は「化学物質の有害性調査のあり方に関する検討会」の報告書（本文、別表、付録全53頁）を3月末に公表した。これは立ち遅れている日本の化学物質の有害性調査体制を見直す目的で1995年7月にはじまった検討会（座長 高田勗北里大学名誉教授）が12回の開催を経てまとめたもの。1995年7月というと生殖毒性が問題となった2-ブロモプロパンの被害が韓国で報告されたときと一致する。報告書でも「近年、生殖毒性に係る職業性の健康障害が海外で発生し、大きな問題となった」とふれている。

要旨は以下の通りで、現行の有害性調査の不十分性を一定総括していくつかの提言をおこなっている。すでにこうした検討を踏まえて、硫酸コバルト（生殖毒性試験）、アクリル酸ブチル（神経毒性の疫学的調査）が今年

度実施される模様である。

中でも情報公開を積極的に進めることが必要であることを指摘していることは重要である。この際、化学物質の有害性情報については、その物質が含まれている製品名、メーカーなどの情報を含めた情報が備えられることも現場の立場からは必要である。2-ブロモプロパン問題ではこうした情報を、労働者は未だ明らかにしようととしていない。労働者の命と健康、環境を守ることを目的とした徹底的にオープンな情報公開とシステムがつくられていくのかどうか、今後、注目していかねばならない。また、情報の利用が容易であることも大切であり、最低限各監督署に情報窓口を設けるとともに、通信による検索も可能で、かつ、無料で簡便なシステムであることが必要である。

化学物質の有害性調査のあり方に関する検討会 委員名簿

高田勗	中央労働災害防止協会労働衛生検査センター所長
保原喜志夫	北海道大学法学部教授
松島泰次郎	中老労働災害防止協会日本バイオアッセイ研究センター所長
向山孝史	化学サービス一般労働組合連合政策調査委員会委員
山本宗平	労働省産業医学総合研究所所長
和田攻	埼玉医科大学教授
植田和弘	京都大学経済学部教授
大久保利晃	産業医科大学教授
加来利一	社団法人日本クレーン協会副会長
久我直温	日本化学工業協会労働安全衛生部会座長
輿重治	中央労働災害防止協会労働衛生検査センター技術顧問
櫻井治彦	慶應大学医学部教授

報告書要旨

I はじめに

労働現場で使用される化学物質は現在約52,000、年間500～600の新規物質が導入されている。これに対して適切な管理と予防対策、そのための有害性調査と結果の国民全体への周知が必要である。この点、有害性調査はがん原性以外の有害性については調査体系が未整備でその早期充実が重要課題である。

II 化学物質の有害性調査における現状と問題点

1 国内における化学物質の有害性調査に関する現状及び問題点

毎年の有機溶剤特殊健診では3万人近い有所見者を生じ、化学物質による業務上疾病発生は年間300件を超えており。労働安全衛生法に基づいて毎年500から600種類の新規化学物質について製造・輸入業者ががん原性のスクリーニング試験である変異原性試験の結果を労働大臣に届け出ており、制度実施の1979年6月から1996年12月までに届け出累計は8337物質にのぼる。そのうち強い変異原性があるとされたのは192物質で、公表し

事業者に対策を指導している。しかし、安衛法は事業者にがん原性以外の試験は義務づけておらず有害性情報は不十分で、約5万種類の化学物質のうち1割以下しか有害性に関する知見が得られていない。

2 國際機関及び主要国における化学物質の有害性調査の現状

ILO（国際労働機関）、IARC（国際がん研究機関）、OECD（経済協力開発機構）、米国、EU（ヨーロッパ連合）は所要の政策の中で有害性調査をおこない、情報を収集しているが、我が国は諸基準決定に使う有害性データはほとんど海外に依存しており、国際的な貢献も乏しい。

III 化学物質の有害性調査等の必要性について

がん原性以外の毒性についても国全体として積極的な対応が必要である。優先度を考慮しながら計画的に有害性調査を実施し、結果を周知する必要がある。

IV 今後における化学物質の有害性調査のあり方

1 有害性調査の基本的な推進方策

がん原性：がんを発生させるおそれのある性質

変異原性：微生物に、又はほ乳類の培養細胞に強い変異を発生させる性質

生殖毒性：生殖機能及び後世代の発生に障害を及ぼすもの（障害例；不妊、精子減少）

神経毒性：神経障害を引き起こすもの（障害例；手足のしびれ、麻痺）

臓器毒性：特定の臓器に障害を引き起こすもの（障害例；肝障害、腎臓病）

刺激性：皮膚や眼に刺激・炎症を引き起こすもの（障害例；紅斑、浮腫、眼の混濁）

感作性：過敏症、アレルギー症状を引き起こすもの（障害例；呼吸器障害、かぶれ）

別表（調査が必要と考える化学物質の例示）

アクリル酸	シクロヘキシリミン	アクリル酸エチル
2, 4-ジ-ニトロフェノール	アクリル酸アリル	N, N-ジメルアセトアミド
アセトアルデヒド	スルホ	アセトトリル
トリエタノールアミン	アセトン	1, 1, 2-トリクロロエタン
アニジン	ナフタレン	アニリン
ナフタレンジイソシアヌ酸	アリルクロラブド	β-ナフトール
イソプロピルアルコール	クロベンゼン	イソホウジイソシアネート
ピリジン	ヒドロクロロビリソ	ブリ酸ジブチル
塩化亜鉛	o-フロジドトリル	塩化白金酸及びその化合物
p-t-ブチルフェノール	o-クロロトロベンゼン	プロピレングリコール
クロロヘキサン	ヘキサメチレンジイソシアヌ酸	コバルト及びその化合物
1-ヘプタノール	酸化プロピレン	無水トリメル酸
ジアゾメタン	メタクリル酸トリル	2-シアノアクリル酸メル
メタクリル酸=2-ヒドロキシカル	4, 4-ジアミノフェニルメタン	メタクリル酸メル
シクロヘキサン	メル哥ルカソ	

「調査が必要な有害性の範囲」については、今後ともがん原性調査を積極的に推進すると共に生殖毒性、神経毒性、臓器毒性、刺激性、感作性等についても優先度を考慮して調査する必要がある。

「調査が必要な化学物質の選定」にあたっては、対象物質は次の点を踏まえて選定する。

- イ 労働者死傷病報告、労働災害調査結果、関係資料及び関係論文等により現時点で人体への有害性のおそれがあり、国内でのばく露労働者数及び取扱量が多い化学物質
- 国際的に有害性調査の必要性について合意が得られている化学物質のうち我が国で調査を行うことが適切なもの

別表（上記）に例示するが、専門家による検討を行い決定することが望ましい。また、選定にあたっては製造・輸入・使用事業者等から必要な情報を得られる仕組みが必要である

る。

「有害性調査の方法」は、有害性の程度等に応じ動物実験、疫学調査等適切な方法を選択し、「有害性調査結果」は客観的、専門的に判定、評価する必要がある。以上のことを行うために、学識経験者、専門知識を有する事業場関係者等による会議を設け、検討し、行政に提言することが必

要である。

2 有害性調査の実施体制

製造・輸入業者は有害性を検証し、取り扱い事業者は有害性を把握し適切な措置を講じ、国は有害性調査実施に国としての役割を果たす必要がある。

製造・輸入事業者は情報の収集、有害性調査の実施に積極的に取り組む必要がある。効率的な試験の実施のため、共同して調査を行う枠組みが必要で、国の積極的支援が期待される。なお、新規化学物質に実施されている変異原性試験等は、試験の内容、方法の段階的な拡大の検討が必要である。

前述の検討会議の意見を聞き、調査対象物質、調査方法等の基本方針を定めること、今後とも大量・広範に使われ、かつ、緊急度の高い化学物質で、実施が適切と考えられるものはがん原性に加え、国自らが調査をするこ

と、日本バイオアッセイ研究センター等の試験施設の充実につとめることが必要である。

動物実験、疫学調査は正確である反面、経費、時間がかかることから、国、民間の研究機関の機能を活用しながら有害性調査を効率的かつ簡便に実施できるように努めるとともに、調査のための人材の確保、資質の向上のため日本バイオアッセイ研究センター等の教育・研修機能を強化する必要がある。

個々の試験項目毎に実施機関リストを作成、情報提供し、また、調査に協力を得やすいように地域ごとの専門家のリストアップを行う必要がある。

3 化学物質の有害性情報の収集・提供システムの構築等

有害性調査結果については、労働者の生命・健康を守る見地から、情報公開を行うべきものであり、国、事業者等は有害性情報について積極的に周知・広報を行うことが必要である。必要なものをデータベース化して関係者をはじめ広く国民に提供するシステムを構築することが必要であり、内容は、国の調査結果、関係事業者・団体、諸外国からの有害性情報が考えられる。製造、輸入事業者等は化学物質安全データシート（MSDS）の作成、配布、情報周知を積極的に行うと共に、データベース構築にあたっては積極的に協力する必要がある。

4 国際機関及び主要国との連携・協力

我が国が得た情報を積極的に海外の国際機関、国々に情報提供し、情報交換等の交流のための定期的な連絡協議の場を設け、連携の強化を図る必要がある。

5 有害性が判明した化学物質の行政上の

措置

国は、専門家検討会議の評価の後、有害性の程度に応じて、規制、ばく露防止、健康診断等の対策を早急に実施し、MSDSに活用されるようすることが必要である。

Ⅴ おわりに

関係省庁の連携を強化し、また、有害性調査の実施を促進するための方策をさらに抜本的に検討する必要がある。

関係各省庁が得た化学物質の有害性調査結果については、国自らが実施したもののはもちろん、事業者等が実施したものであっても、企業の秘密の保持、知的所有権の保護等に配慮した上で、幅広く開示されるような方策を検討する必要がある。

ラテンアメリカ 訪問記

事務局 田島 陽子

その2 ペルーでの
ドラマティコ(ドラマティック)な出来事

月のマリア像

ボリビアのラ・パスから飛行機でペルーのクスコへ。クスコの空港のイミグレーションもロビーに大きめの机が一つあるのみ。ペルーについては日本との間で査証の免除協定があり、あっさり許可をもらって上陸。ただし、この査証免除協定、日本とペルー相互間の協定であるにもかかわらず、ペルーカー人が査証なしに日本に行った場合上陸を許可されることはない。95年の7月15日付けて日本政府は「勧奨」という措置をとっており、内容は「あらかじめ査証を取得してから来日することを勧める」というものである。日本政府はこの措置を持って実質査証を取らずに来日したペルーカー人の上陸を不許可にすることを正当化した。

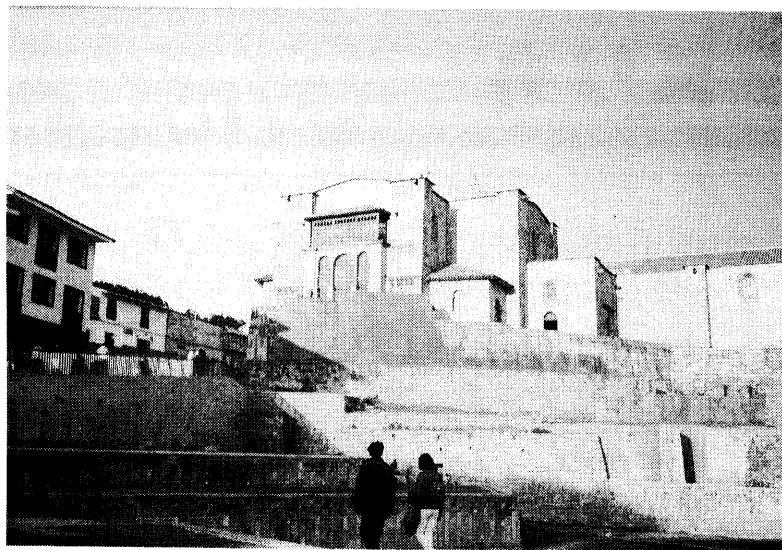
また、それ以後、短期滞在資格で来日したペルーカー人にたいする上陸不許可も増え、現在では「日本人の配偶者等」や「定住者」の資格がないとほとんど入国できない状態である。

そして、空港でのタクシー運転手たちの客



取り合戦をくくり抜け、バスでクスコの中心街へ向かった。クスコはインカ帝国時代の美しい石垣とスペインのコロニアル時代の建物が共存する街である。インカ帝国は、スペイン人の侵略にあったとき既に末期時代を迎えており、すばらしい建築技術や芸術文化を持ちながらあっさりスペイン軍に破れたが、紙一枚を通す隙間なく詰まれた石垣や、観光客向けセレモニーへと変わり果てながらも残っている新年のまつり「インティライミ」は今でもクスコの人々の誇りである。

また、インカの神々への信仰はカトリックのキリストやマリアに姿を変えて続いている。植民地時代の宗教美術のなかにそれがはっきり現れておりたいへん興味深い。ペルーのあちらこちらでマリア像には月が描かれ土着の月の神と同一視され、キリストは太陽の神となり、食料をもたらす神の象徴であったペリカンはキリストの象徴へと変化する。ペルー調査の準備のため翌日には首都の



クスコ：インカの石垣の上のカトリック教会（コリカンチャ）

リマに発つことになっていたため、クスコではわずかに1日を過ごしたのみで、マチュピチュの遺跡を訪れたい欲望を辛うじてこらえたのだった。しかし、以後も調査の合間をぬって、遺跡や博物館を訪れた。

スペイン植民地となる以前の石像や土器も表現力が豊かですばらしいけれど、最近では植民地化されていった中で生まれた両方の文化の混じり合った文化が注目、研究されているらしい。ドレスの帯のあたりに、きれいに弧を描く三日月が飾られたマリア像はたいそうきらびやかでうつくしい。宗教画でも、キリスト教の聖人の絵の背景に南米の鮮やかな赤いインコが描かれたり、ラテンアメリカファンのわたしとしてはそれだけで何か楽しく感じるものである。

日本大使公邸をめぐるドラマ

クスコを発つ朝、ラジオをつけるとしきりと日本のこと話をしていた。在日本のリポー

ターが「日本の企業はショックを受けてありますぐにペルーへ...」と話し続ける。しばらく時間がかかるて、やっと何が起きたか分かったときはやっぱり驚いた。言わずと知れた、日本大使公邸人質事件である。

フジモリ政権になり、ペルー中を震え上がらせたセンデロ・ルミノソのアビマエル・グスマングが逮捕され、テロリズムはほとんどなくなつたかに思え始めた矢先の事件だった。日本に来ているペルー人にも、ペルーに里帰りしたあと本当にペルーは、きれいになった、近代化した、テロがなくなったとうれしそうに語る人がいる。以前、道で歩いていて、すぐ近くの建物が爆発したのを見たとか、同じ村の人人がテロリストに殺されたということを語る人もいた。そういうペルーの人たちは、昔の恐怖を思い出してたいへんなショックを受けたと思う。

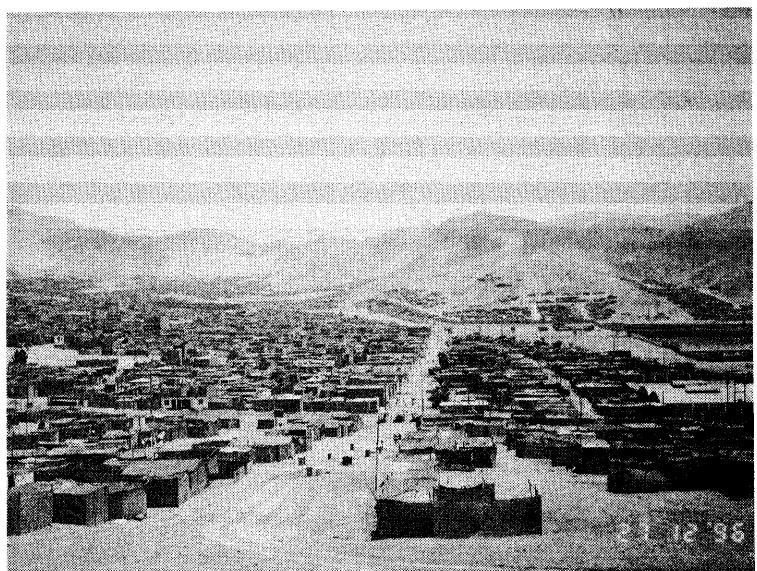
そのころ既に日本でもほぼ生中継でニュースが流れていて、わたしがそのころペルーに入る予定にしているのを知っていた両親は「こんな事件があったんじゃペルーには行ってないやろ」と話したり心配したりしていた。もちろんリマでは事件に関係のない人びとは正常に日常生活を送っていた。わたしたち調査団のメンバーも、事件のあったサンイシドロ地区に近いペヌプロリブレにある日系人家族のお宅で、「すごいことになったねえ」

とまだそれ以外の感想は思いつかなかった。ペルーでわたしたちは日本の入管収容施設の体験者から処遇に関する聞き取り調査を行う的同时に、出稼ぎ労働者支援についてペルーにある団体と関係を作りたいと考えていた。しかし、調査団全員がそろうのにはまだ1週間あり、その間はアポイントを取ったりして準備をした。タクシーを利用すると日本人を見て運転手が話しかけてくる。「事件のために来たのかい?」「いいえ、残念ながら大使が招待してくれなかつたから。」「そりやあ、ラッキーだったね。」などと話していたが、調査団に家を提供してくださった日系人家族などは無関係というわけにはいかなかつたようだ。

日系人社会の主だった人々は、みな招待されていて人質になってしまったらしい。日本人学校では、卒業パーティーが延期されたり、日秘文化会館では役員がみんな人質になっているため職員の給料が出せないということがあった。文化会館の2階にある日本人移住史資料館の館長は、人質の中から最初に女性を解放したときに一緒に開放された唯一の男性で、わたしたちがお会いしたのがその翌日であったので、興奮した様子で体験を語られた。(爆発のあと、伏せるよう言われてずっとそうしていたのでほとんど何も見ていないのだが。) 彼をはじめ人質になった日系人の1世、2世の方たちは高齢の方が多くだったので、家族は体のことも

あって非常に心配されたと思う。棄民政策といわれた日本の移民政策で移住し、苦労をして今の地位を築きげたが、今度はこういう目に遭うのだから、気の毒な人たちである。

一方わがたち日本人は彼らとはまったく別の感想を持った。それは、「こんなこと知らんかった。」という一言につきる。ペルーでは天皇誕生日をナショナルディとして、大パーティを開いていたこと。しかも、日本大使というのは400人規模のパーティを庭でやれるような屋敷に住んでいること。これは他の国でも各大使が主催して毎年金をかけてナショナルディを祝っているに違いない。雑誌には、その豪邸を建てた資産家の話が載つた。なんでも1940年代に映画「風とともに去りぬ」を見たすぐ年下の妻に「あんな家に住みたいわ」とねだられて建てられたとか。日本大使が、そんな豪邸に住み(ペルーの状況を考えるとこれだけでも恥ずかしすぎる。)、しかも大統領の家族や、主な大臣たち、大企業の役員たちを集めてパーティを開け



不法占拠できた町プエブロ・ホベン(リマ北方)

ば、狙われてもしかたない。

フジモリ・フィーバーの冷めるころ

日本では、出稼ぎに来たペルーの人たちはフジモリ大統領を圧倒的に支持していた。政府のテロ対策の結果かテロが落ちつきはじめ、センテロ・ルミノソのグスマンがフジモリと和解したことが大きく影響している。しかし、今回のペルー旅行中はフジモリ批判の声がちらちら聞こえてきた。大統領になった当初の経済調整計画を諸外国に受け入れられないために方向転換した結果、公約違反を犯して自由主義政策を行っているフジモリ政権にたいする批判だった。

教師を退職した男性は言う。

—フジモリは農業大学の校長だったこともあり、大統領になってから地方にたくさん学校を建てた。もちろん、インディオや貧しい人たちはさすがフジモリだと喜んだが、実際にはこうゆうことが起った。ある時大きな地震が来て、新しく建築されたばかりの学校は壊れてしまったので、手抜き工事であったことが分かった。実際にいた予算は、建設費に充てられる前にそれにかかる役人や業者のポケットに入ってしまい、手抜き工事をしなければならなかつたのだと、人々は言った。また、無事にりっぱな学校が建っても中身は空っぽだった。教材を買うお金がなかつた。教師に十分な払える予算もなかつた。さらに、多くの家庭では子どもを学校にやる代わり少しでも稼いで家計を助けてもらわなければならぬほど貧窮していたのだ。—

フジモリ政権は既に二期目でさらに三期め

を狙っている。しかし、それは憲法違反である。ペルーでは大統領の連続再選は憲法で禁止されていた。しかし1993年にフジモリ政権が改正した新憲法が国民投票によって成立した。その結果、二期までは連続再選が認められるようになり、フジモリは元国連事務総長デクエヤルに勝って再當選した。しかし、今度は、初當選時には新憲法は成立していなかったので数に入らないとして、93年の当選から数えて次が二期目であるとの理屈を付けている。

また、ペルーの人権団体を訪れたときに言われていたのは、フジモリの軍部との結託、テロ対策の行き過ぎ、つまり、国家テロリズム、無実の人々への虐殺・投獄、その行為を行った軍や警察の罪を問えなくしてしまう「免責法」の成立、政治犯への覆面裁判、刑務所内の人権侵害などであった。親フジモリ政権の日本では報道されたことのない事実ばかりである。

人質事件で、MRTAにたいするフジモリの毅然とした態度が支持されているという報道もあったが、この事件によってわずかではあるが、ペルーの現状が日本にも伝えられた。自由主義でますます増える失業率、エプロ・ホベンに住む貧困層、刑務所での人権侵害状況などである。もちろんフジモリ政権はこれらすべての責任の一端を担うにすぎず、ペルーの現状を考えるには、ラテンアメリカすべての国の侵略され、奪われてきた歴史を考慮しなければならない。

さすがに7年目のフジモリの支持率も落ちてきているというが、まだペルーには新しいヒーローは生まれていない。（つづく）

前線から

鹿島建設など株主に抗議行動

ホテル・ニューオータニ・ロサンゼルス争議団来日

大阪

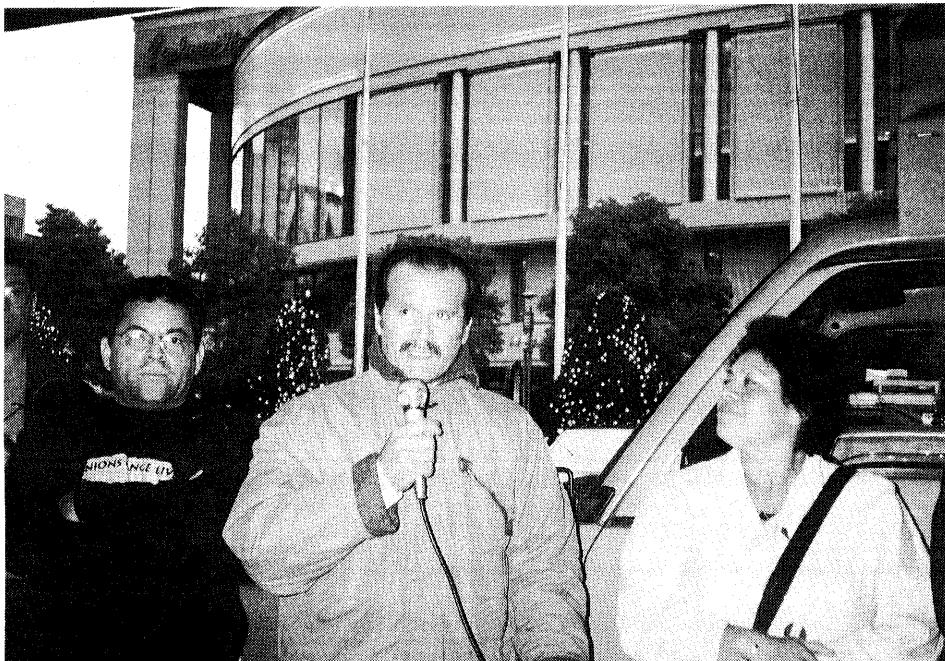
ロサンゼルスのホテル・ニューオータニの国際ホテル・レストラン組合(HERE)第11支部のメンバー5名が来阪し、4月4日、ロスのニューオータニの株主企業とOBPにあるホテル・ニューオータニに対して1日抗議行動を行った。

ロサンゼルスのニューオータニは、中南米からの移民労働者、日系人などを多く雇いながら、差別的、劣悪な労働条件で働くさせ、またその改善を求めて労働組合HERE第11支部に加入した従業員に対して、強烈な組合つぶしキャンペーンを展開、組織化のリーダーで

ある女性労働者3名を解雇した。また、1970年代にニューオータニが建設された際には、日系アメリカ人など多くのマイノリティが立ち退きを強いられ、住居や仕事を失ったという経緯があり、労働組合側はリトル・トキヨーなど日系人社会より支持を得ている。現在、ロサンゼルスのニューオータニ前では、連日ピケがはられている。

今回、HEREの代表との話し合いを拒否し続けてきたオータニ経営陣との会見のため、全米ナショナルセンターであるAFL-CIOの会長ス

ウェニー氏が来日することになり、初めてオータニ側との話し合いが実現した。その直前に来日した争議団は、東京と大阪でロサンゼルスのニューオータニの筆頭株主である



リブラーさん（中）とマルガリータさん（右）

鹿島建設はじめ大和銀行、野村証券、伊藤忠などに抗議し、善処するよう求めた。大阪を訪れたうちの2名はニューオータニの労働者で、話を聞く、聞かないで多少もめることもあったが、最後の大坂のニューオータニで話をした後、「16年勤めてきて初めて話を聞いてもらえた。」と感想をもらした。そう語った

マルガリータさんはエルサルバドルからの移民で組織化のリーダーとして2年前に解雇されながら今も戦い続けている。交流会では同僚の女性が労災に会いながらなんの補償も受けられないと状態にあることなど現状についても話した。もう一人、メキシコからの移民であるリブラーさんには現在も差別的な労働条件の中で

働き続けており、今回の来日についてはオータニ側も知っているので首を覺悟の行動であると言った。

大阪での行動には、関西生コン、全港湾、ゼネラルユニオン、花岡裁判勝ったるでの会など多くの労働組合・市民団体が参加し、今後もロサンゼルスの労働者との連帯を呼びかけるものである。

求め団交を要求、シムラはこれを拒否し続けてきたが、本誌前号でも報告したように中労委の勝利命令、緊急命令を経てついに団交に引きづり出すことに成功、これと平行して裁判でも損害賠償を要求する闘いを開始したものである。

すでに、労働委員会闘争の過程で労災発生の責任は明らかにされてきているものの、シムラはいっこうに自らの責任を認めようとせず、ユニオン東南では団交、法廷の両面でこれを追いつめる決意であり、安全センターも最大限の支援を行っていくことにしている。次回法廷は、6月5日午後1時15分大阪地裁810法廷。

安全配慮義務違反明らかと主張

仲川労災損害賠償裁判

ユニオン東南

大阪東南

反物倉庫会社シムラによって労災解雇されたユニオン東南の組合員・仲川和良氏が会社に対して労災被災による損害賠償を求めた裁判の法廷が4月17日大阪地裁であり、原告代理人丹羽雅雄弁護士から準備書面が提出され総括的な主張が行われた。仲川氏のシムラでの仕事は、最高30%程度ある布や塩化ビニールの反物倉庫で注文伝票に基づいて出し入れを行う倉庫業務である。積み上げられたり、立てられている重い原反を引き抜く、肩に担ぐな

ど過重な負担を強いられる仕事で、腰痛などは当たり前という職場だった。診断書を出して体調不良を訴える仲川氏を、シムラは1986年2月に一方的に解雇、以後、仲川氏は病気のため新たな職にもつけずにいたが、その後、ユニオン東南や安全センターに相談、最終的に「変形性脊椎症、頸、項、胸、背部の筋炎及び結合織炎」で業務上認定を受け、労災休業後、障害等級9級の認定を受けた。

ユニオン東南、仲川氏は労災解雇撤回、損害賠償を

3月の新聞記事から

3/1 青森県西屋目村の県道沿いで雪崩があり、雪崩防止用ネットの設置工事に当たっていた女性作業員が死亡。

3/3 ジアソカ-流出重油回収作業中に死亡した福井県越前町の同町漁協所属の北瀬一宝さんの遺族が武生労基署に労災請求。

JR西日本は「のぞみ」の防音板固定用のアルミ製リバットが全9編成すべてで合計572本折れていたのが見つかったと発表。

3/6 倉敷中央病院で、主治医の処方誤記による抗ガン剤の10倍過剰投与で70歳男性が死亡していたことが明らかに。

3/8 在宅成人障害者の介護をしている家族の約7割が身体的、精神的な疲労を訴えていることが滋賀医大と滋賀県共同作業所連絡会の調査で明らかに。

3/10 東京地裁で薬害エイズ事件初公判、安部被告が無罪主張。

3/11 全特殊法人に財務書類の作成と公開を義務づけた「特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案」を閣議決定。

水俣病認定行政訴訟で福岡高裁は国の控訴を棄却し、原告・御手洗鯛右さんに関する棄却処分の取り消しを認めた一審判決を支持した。ただ、一審が批判した国の認定基準は「不合理でない」と認定。

堺O157事件で原因食材と推定されたカイワレ大根の生産業者「南野農園」が厚生省に対して5250万円の国家賠償を求めて大阪地裁に提訴。

茨城県東海村の動燃再処理工場放射性廃液アスファルト固化施設で爆発事故、放射能漏れ、作業員37名が被ばく。

3/13 中央薬事審議会常任部会はこれまで非公開だった審議内容の議事録の公開を決めた。(1)部会終了後は発言委員名をのぞいた議事録、(2)会議終了2年後をめどに発言委員名を入れた議事録という2段階方式。

3/16 愛知県豊橋市を震源とするM5.6の地震、豊橋で震度5強。

3/17 山形交通のバス運転手が過労死し妻が山形労基署長の遺族補償不支給処分の取り消しを求める裁判で、仙台高裁は持病の心臓病が悪化したとして過労死を認めた一審判決を取り消す不当判決。遺族は上告。

水俣病未認定患者の救済問題で、救済を求めた全13803人中10329人を一時金対象者として確定。

3/19 看護職員水増し報告の疑いの北錦会

大和川病院、大阪円生病院、安田病院を大阪府、市、厚生省が合同立入検査。

3/21 川崎市の会議公開制度研究委員会は会議公開条例を制定し審議会の原則公開を求める答申内容をまとめた。

3/24 薬害エイズで業務上過失致死に問われたミドリ十字歴代3社長が初公判で起訴事実を認めた。

企業が全従業員を対象に一括契約する団体定期保険をめぐり、死亡した従業員の妻らが文化シャッターを相手取り保険金(約4892万円)の引き渡しを求める裁判で、静岡地裁浜松支部根本真裁判長は「本人の同意のない保険契約は無効。会社は保険金の返還義務がある」と認定。

3/25 隠岐沖南南東33°で巻き網漁船が転覆1名死亡、5名不明。

大阪市の食糧費支出関係文書の非公開の取り消しを求める裁判で大阪地裁は、相手方が職務として出席する限りプライバシーには関係ないとして懇談会の相手氏名の公開を命じる判決。大阪市は控訴。

3/26 大阪市交通局の外郭団体(財)大阪市交通局協力会勤務の女性が男子65歳、女子60歳の定年制によって解雇されたのは無効と訴えていた男女差別定年制裁判で大阪地裁は請求を棄却。

3/27 「多忙を理由に情報公開を延ばし続けたのは違法」として市民団体が秋田県に対して損害賠償を求めた裁判で秋田地裁は「違法性は明らか」として県側に感謝料など30万円の支払いを命じた。

3/27 北海道・二風谷ゲート建設で土地を強制収用された地権者が収用裁決の取り消しを求める裁判で、請求を棄却したもののアイヌは先住民族に該当と判断する判決。

3/28 吹田市の国立循環器病センターに承諾書のないまま摘出された血管ややすい臓の一部などの組織3件が凍結保存されていることが明らかに。

政府は規制緩和について890項目を新たに閣議決定。環境アセスメント法案を閣議決定。

厚生省は「ヒト乾燥硬膜」が加イワルト・ヤコブ病の原因の疑いがあるとして薬事法に基づいて硬膜の輸入業者2社に対して出荷停止と回収命令。

3/30 三井三池炭鉱閉山、124年の歴史に幕。

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

関西労災職業病

定期購読

4月号(通巻260号) 97年4月10日発行

月一回10日発行

腰痛予防に腰痛予防ベルト

楽腰帯らくようたい

男性用・女性用レギュラータイプ及び

女性用インナータイプ(リリーフ)

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果

③運動性と快適性



ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案

けごう	男	黒・白	サイ	S	M	L	LL	3L
			ウエスト	72-80センチ	80-88	88-96	96-104	104-112
女	黒・白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88		
インナー	女	ベージュ	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

(頃価) 5,700円(送料別) ■タイプ、色、サイズを指定してご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL. 06-943-4527 FAX. 06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頃価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター

●大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL. 06(551)6854 FAX. 06(551)1259